


# お子さんが生まれたときに必要なお手続きについて


お子さんが生まれたときに一般的に必要なお手続きの一覧です。該当するお手続きをお願いします。  
別世帯の方などがお手続きをする場合は、委任状の提出が必要な場合がありますので、事前に担当課までお問合せください。  
香南市以外で出生届を提出された場合でもお手続きが必要です。

おめでとう



※本人確認書類 1点の場合・・・官公署の発行した顔写真入りのもの（運転免許証等） 2点の場合・・・健康保険証、診察券、社員証、学生証等  
※同一住所でも住民票上の世帯を分けている場合は「別世帯」となります。  
※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意ください。

項目	担当課 (0887)	支所で可能な 手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)	委任状
<input type="checkbox"/> 出生届	市民保険課 (1階) 57-8506	<input type="radio"/>	生まれた日から14日以内に届出が必要です。 赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合は、低体重児出生届の提出も必要です（届書は窓口にあります）。	①医師による出生証明書がついた出生届出書 ②母子健康手帳（出生届出済証明に証明します）	不要
<input type="checkbox"/> マイナンバー カード		<input type="radio"/>	健康保険の扶養などの関係で赤ちゃんのマイナンバーが必要な場合は、マイナンバー入りの住民票（手数料：300円）を出生届提出日以降に請求することができます。 ★別世帯の方が請求する場合は、委任状がないとマイナンバー入りの住民票を交付できません。また即日交付ではなく、郵送でお送りすることになります。	赤ちゃんのマイナンバーカードの申請を希望する場合は、出生届提出後に送付される「個人番号通知書」に印字されているQRコードをスマートフォンで読み取りオンライン申請することができます。	同一世帯または法定代理人以外の方が住民票を請求する場合は必要
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (加入)		<input type="radio"/>	国保加入世帯での出生で、赤ちゃんが他の健康保険の扶養に入らない場合は国民健康保険に加入するお手続きが必要です。 ★香南市国保以外の場合は、保護者の方の勤務先でお手続きください。また、勤務先で所得証明書の提出を求められた場合で、本人以外の所得証明書を請求する場合は、委任状が必要ですのでご注意ください（税務収納課57-8504）。		別世帯の方がお手続きする場合は郵送で国民健康保険被保険者証を送付
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (出産育児一時金)		<input type="radio"/>	国保に加入している方が出産する場合で、次に該当する場合はお手続きが必要です。 ・直接支払制度や受取代理制度を利用しない場合 ・直接支払制度を利用し、差額支給がある場合（支払額が50万円（48万8千円）を下回る方） ★勤務先の健康保険で1年以上被保険者であった方（国保組合除く）で退職後6か月以内に出産した方は、以前加入していた健康保険で出産育児一時金が支給されますので、そちらの窓口にお問合せください。	①出産した方の国民健康保険被保険者証 ②世帯主の口座が分かるもの ③領収・明細書 ④直接支払制度を利用していないことを証明するもの（直接支払制度や受取代理制度を利用しない場合のみ。領収・明細書にその旨記入がある場合は不要） ⑤医師の証明書（死産・流産の場合のみ）	不要
<input type="checkbox"/> 国民年金		<input type="radio"/>	国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産された場合で、産前産後期間の国民年金の保険料の免除申請を希望する場合はお手続きが必要です。（免除された期間も保険料を納付したものと扱われます。） ★出産予定日の6ヵ月前から届出ができます。 ★出産予定日または出産した月の前月から4ヵ月（多胎の場合は最大6ヵ月）間の保険料が免除されます。 ★「出産」とは妊娠85日（4ヵ月）以上の出産をいいます（死産・流産・早産された方を含みます）。 ★障害年金を受給されている方は届出により子の加算額が障害基礎年金額に加算されますのでご相談ください。	【出産前に届出をする場合】 母子健康手帳など出産の予定日を確認することができる書類 【出産後に届出をする場合】 なし ★ただし、被保険者と赤ちゃんが別世帯の場合などは、親子関係を明らかにする書類の提出が必要な場合があります。	不要
<input type="checkbox"/> 乳幼児医療費助成	<input type="radio"/>	高校3年生までのお子さんが病院を受診する際に、保険診療分の医療費を助成するためのお手続きです。 ★お手続きが済む前に病院を受診した場合や、県外で病院を受診した場合は申請により払い戻しを受けることができます。	①世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ②赤ちゃんの健康保険証 ③赤ちゃんを健康保険の扶養に入れている方のマイナンバーが確認できるもの（市外にお住まいの場合のみ）	別世帯の場合は必要	

項目	担当課 (0887)	支所で可能な 手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)	委任状
<input type="checkbox"/> 児童手当	市民保険課 (1階) 57-8506	○	児童手当を請求するお手続きが必要です。 (3歳未満：月額15,000円、所得制限限度額以上の場合：月額5,000円)。 ★保護者のうち所得の高い方が請求者となります。 ★原則として申請月の翌月から支給されますが、月末に近い出生の場合は出生日の翌日から15日以内に申請すると出生日の翌月から支給します。 ★請求者が公務員の場合は、勤務先に申請が必要です。	【1人目の出生】 ①請求者の口座が分かるもの ②請求者の健康保険証(加入年金が共済組合などの場合に限る) ③請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの 【2人目の出生】 なし ★上記と別に第何子かにかかわらずお子さんと別居する場合は、お子さんのマイナンバーが確認できるものが必須です。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療費助成		○	体重が2,000g以下または体重が2,000gより多くても特に生活力が弱い赤ちゃんが指定養育医療機関で入院治療を受ける場合のお手続きです。 ★「乳幼児医療費助成」のお手続きも別途必要です。	①赤ちゃんの健康保険証または被保険者の健康保険証 ②世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ③医師の意見書	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成		○	ひとり親家庭の父または母等と、18歳までの児童が病院を受診する際に、保険診療分の医療費を助成するためのお手続きです。 ★所得やその他の要件に制限があります。 ★申請日の翌月からの認定となります。 ★0歳児は乳幼児医療費助成制度を優先します。	①戸籍謄本(香南市に本籍がない場合のみ) ②父または母等と児童の健康保険証 ③世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ※その他世帯状況により必要書類があります。	別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当		×	ひとり親家庭の父または母等に支給される手当です。 ★所得やその他の要件に制限があります。 ★申請日の翌月からの認定となります。	【新規で申請する場合】 ①申請者の口座が分かるもの ②申請者及び対象児童の戸籍謄本(香南市に本籍がない場合のみ) ③家族全員のマイナンバーが確認できるもの ※その他世帯状況により必要書類があります。 【既に児童扶養手当を受給している場合】 担当課までお問合せください。	申請者以外のお手続き不可
<input type="checkbox"/> 税金	税務収納課 (1階) 57-8504	【税の申告】 ○	お子さんを税法上の扶養にとることにより税の控除を受けることができます。税の申告をされる方はその際に、お勤めの方は年末調整で扶養親族として申告してください。 ★出生日以降の1月1日現在で保護者の方いずれかがお子さんを税法上の扶養にとることができます。	【税の申告をされる場合】 ①申告者及び扶養にとる子どものマイナンバー ②源泉徴収票等の収入・控除が証明できるもの ③申告者の運転免許証等の本人確認書類	不要
<input type="checkbox"/> 市営住宅	住宅政策課 (4階) 57-7536	○	世帯人数の変更のお手続きが必要です。		別世帯の場合は必要
<input type="checkbox"/> 子どもの健診 <input type="checkbox"/> 予防接種	健康対策課 (2階) 50-3011		出生届の提出があれば自動的にお子さんの健康診査や予防接種、「こんにちは赤ちゃん訪問」のご案内をします。		

項目	担当課 (0887)	支所で可能な 手続き	お手続きの内容	持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要)	委任状
□ 子どもの遊び場 確保事業	こども課 (6階) 50-3021	○	小学生までの子どもがいる世帯の保護者（世帯に対し1枚：1人分）に対し、のいち動物公園の入園パスポートをプレゼントします。第一子の出生届を提出した日から3週間程度で対象者に引換券を送付します。お急ぎの場合は、担当課までご相談ください。	引換券に必要事項を記入し、直接のいち動物公園の入口で入園パスポートをお受け取りください。	不要
□ 森からの贈り物 事業	農林水産課 (5階) 50-3015	/	市内の赤ちゃんを対象に香南市の木を使ったおもちゃをプレゼントします。生まれてから1年以内のお子さんが対象です。	対象となる赤ちゃんの保護者の方にお申込みに必要な書類を送付しますので、ご希望のおもちゃをお選びください。	/
□ 子ども・子育て 支援新制度	こども課 (6階) 50-3021	×	子ども・子育て支援新制度において、上のお子さんが2号・3号認定（保育認定）を受けている場合は、出産予定日の前後8週間は「妊娠・出産」で支給認定を受ける必要があります。「妊娠・出産」での支給認定の有効期間終了後は、支給認定を変更するお手続きをしないと施設に通えなくなりますのでご注意ください。	保育を必要とする理由が確認できるもの（2号・3号認定の場合のみ。詳細は担当課にお問い合わせください）	不要



## ★ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）について★

ファミサポは、「おねがい会員（子育ての応援をしてほしい人）」と「まかせて会員（子育ての応援をしたい人）」の出会いをお手伝いします。ご利用には事前登録が必要です（登録・入会料は無料）。

「おねがい会員」は香南市に住民登録があり、生後6ヵ月から小学校6年生までの子どもを養育している方が対象です。

【問い合わせ先】

こうなんファミリーサポートセンター（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内）

TEL（0887）57-7300 平日8：30～17：15

### こんなときに利用できます

- ・保育所や幼稚園の送り迎え
- ・放課後や児童クラブ後の預かり
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき
- ・買い物やリフレッシュしたいときなど



### 利用料

【月～金】 7:00～19:00 600円/h  
19:00～21:00 700円/h

【土日祝日、年末年始】  
7:00～21:00 700円/h

# ★総合子育て支援センター「にこなん」について★

香南市では、地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て拠点として、香南市総合子育て支援センターを開設しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする【地域子育て支援センター】と【病後児保育施設】も併せて開設しています。

## ①地域子育て支援センターについて

保育所・幼稚園に通っていないお子さんの子育てをしているお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、また、これから子育てを始める妊娠中の方など、多くの方が自由に集って気軽に利用できる場所です。子育ての話をしたり、悩みを相談したり、情報交換をしたりしながら、親子で楽しく遊びませんか？

開設時間 (親子の交流ひろば)	月曜日～金曜日：9時～16時 第2・第4土曜日：9時～11時30分※
対象	未就学児童とその家族（主に未就園の乳幼児）、妊婦とその家族 ※香南市内在住の未就学児童とその家族、妊婦とその家族
費用	無料
主な事業	育児学級、ツイズクラブ、にこにこセミナー、授乳相談、栄養相談、離乳食講習会、マタニティ教室など

## ②病後児保育事業について

「具合は良くなってきたけれど、まだ保育園や小学校に行かせるのは心配・・・」「もう少し休ませたいけれど、仕事が休めない」というようなことはありませんか？そんな回復期のお子さんを専用の場所でお預かりする病後児保育事業を実施しております。もう少し体力の回復を図ってあげたいけれど、保護者のお仕事が休めない等、自宅での保育ができない時にご利用ください。

開設時間	月曜日～金曜日：7時30分～16時30分
対象	病気の回復期にあつて、集団生活にはまだ無理があるような状態の就園、就学している子ども（生後6カ月～小学生6年生 定員3名）
費用	4時間30分以上：2,000円 4時間30分未満：1,000円（減免制度あり）

## 利用までの流れ

### 事前手続き

「病後児保育事業登録申請書兼同意書」及び「病後児保育施設利用申請書」を提出

### 電話で予約

利用前日までににこなんへ電話で予約(前日16時まで、また月曜日の場合は前週の金曜日の16時まで)

### 医療機関を受診

「診療情報提供書」(利用連絡票)を発行してもらう  
\* 受診費用および発行手数料は原則かかりません

### 利用開始

必要書類や着替え等をご用意のうえ、にこなんへお越しください



詳細は「にこなん」0887-50-5257までお問合せください。